

年表

西暦	和暦	制度・法令・その他の事項
1603	慶長 8	2 家康征夷大將軍となる 江戸に幕府が開かれる
1639	寛永16	加茂川河港が開かれる この頃から紀州漁民の出稼ぎ盛んとなる
1854	安政元	11 東海大地震、津波房総沿岸を襲う
1855	2	10 江戸大地震
1867	慶応 3	10 大政奉還
1868	明治元	3~4 鳥羽・伏見の戦い 9 明治と改元 11 開拓使、漁業出稼人居住移転の自由、請負制度廃止の布達を公布
1869	2	3 東京遷都
1871	4	7 廃藩置県の詔書が出される 府県の廃合により3府72県成立
1875	8	2 雑税を廃止する 太政官布告23号 12 海面官有宣言 太政官布告195号
1876	9	7 海面借区制の廃止 太政官達74号
1881	14	1 漁業保護水産蕃殖を謀る件通達 内務省達乙第2号
1882	15	2 大日本水産会設立 3 鮑など捕獲の為潜水器械を使用することを制限 農商務省達第5号
1886	19	5 「漁業組合準則」公布 農商務省令7号
1888	21	4 「市制・町村制」公布、安房東海漁業組合成立 (目録番号23、9)
1889	22	2 「大日本帝国憲法」発布、太海村の成立 (天面・西山・岡波太・浜波太・太夫崎・吉浦 旧6ヶ村が合併)
1890	23	改良鰯揚縄網漁業起る
1892	25	5 水産保護に関する建議案貴族院で可決
1894	27	3 水産調査所『水産事項特別調査』刊行 8 日清戦争勃発
1897	30	3 「遠洋漁業奨励法」公布 (明治31年4月1日施行)
1900	33	3 「産業組合法」公布
1901	34	4 「漁業法」公布 (明治35年7月1日施行)
1902	35	5 「漁業法施行規則および漁業組合規則」公布 農商務省令第8号 12 今津朝山浦漁業組合成立
1903	36	2 鴨川町漁業組合設立 6 浜波太漁業組合成立 6 千歳村白子漁業組合成立

西暦	和暦	制度・法令・その他の事項
1904	明治37	2 日露戦争勃発
1910	43	4 「改正漁業法」制定 法律第58号 12 「漁業組合令」公布
1911	44	1 汽船トロール漁業取締規則改正
1914	大正 3	8 第一次世界大戦勃発
1916	5	6 「水産組合規則」公布
1918	7	農商務省 工事費の半額を補助し漁港修築を奨励
1923	12	9 関東大震災
1924	13	7 内房線「太海駅」まで開通
1925	14	7 内房線「安房鴨川駅」まで開通
1924	昭和 2	内房線「千歳駅」開設
1928	3	1 日ソ漁業条約調印（5月25日公布）
1929	4	4 房総線「安房鴨川駅」まで開通、房総環状線が完成
1930	5	この頃、漁村の不況化深刻化す、漁家負債1億円に達す
1933	8	3 「改正漁業法」制定 法律第33号
1934	9	12 日本捕鯨（株）初めて南氷洋捕鯨を行う
1937	12	7 日中戦争はじまる
1938	13	3 「漁業法」改正 法律第13号 4 「国家総動員法」公布 10 全国漁業組合連合会設立
1941	16	4 「鮮魚介配給統制規則」公布 農林省令第14号 7 魚類統制連合会成立
1942	17	1 「水産物配給統制規則」公布 農林省令第1号 5 「水産統制令」制定 全水産を統制治下に國家管理とする 勅令第520号
1943	18	3 「水産業団体法」制定、「漁業会」と改称 法律第47号
1944	19	3 日ソ漁業協定成立
1945	20	8 ポツダム宣言受諾 9 マッカーサーラインの設定、GHQ日本船舶を管理 12 「水産統制令廃止の勅令」施行
1948	23	12 「水産業協同組合法」制定 法律第242号
1949	24	12 「新漁業法」制定 法律第267号

西暦	和暦	制度・法令・その他の事項
1950	昭和25 3	「新漁業法」に基づき、2年間に一切の準備を整え、2年後に旧漁業権を消滅させる方針を確立
1951	26 9	サンフランシスコ講和条約 12 「水産資源保護法」公布
1952	27 11	全国漁業協同組合連合会設立認可
1971	46 3	長狭町・江見町・鴨川町が合併して鴨川市が成立

★記事のはじめの数字は月次を表す ★上記年表は、「日本水産通史年表」片山房吉（『近代漁業発達史』岡本信男 水産社 1965年）、『現代日本産業経済史』水産年表（交詢社出版局 1965年）、千葉県水産組合連合会「千葉県水産組合連合会報」第7号を参考に作成した